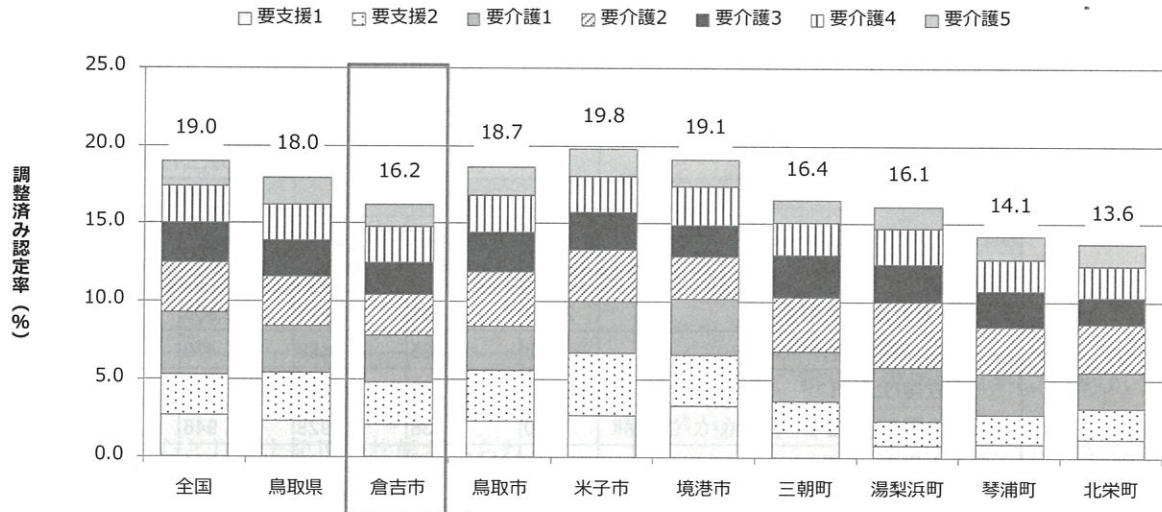


## (2) 認定率の現状についての他保険者比較

調整済み認定率(※)について、全国および県内市部と比較すると低めで、近隣町と比較すると中ほどです。

(※)調整済み認定率とは：認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外したもの

### 調整済み認定率（要介護度別）（令和4年(2022年)）



(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

### 3. 健康寿命延伸に向けた介護予防の充実

高齢者が健やかに自分らしく暮らせることを目指して、フレイル対策をはじめとする介護予防の啓発と、介護予防に取り組める場の拡充、自立支援・重度化防止の取組を進めます。

#### (1) 高齢者の健康づくりの推進

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の健康づくり、フレイル予防、介護予防等、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により切れ目のない支援を実施します。</li> </ul>
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度から鳥取県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいます。</li> <li>・高齢期の生活に合わせた健康管理をするために、健康教室・健康相談・健診とその後の保健指導等を行っています。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が、自らの健康管理をできることが必要です。</li> <li>・本市は県内でも高齢者の健診受診率が低い状況となっています。そのため、より多くの高齢者に健診受診してもらい、必要な保健指導に繋げることが必要です。受診者が増えることで、地域で取組むべき健康課題もみえてきます。</li> <li>・平均寿命と健康寿命の差を縮小することが必要です。</li> </ul>
第9期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できるよう取組みます。</li> <li>・高齢期の生活に合わせた健康管理をするために、庁内関係課（健康推進課・保険年金課）の連携により、健康教室・健康相談・健診とその後の保健指導等を行います。</li> <li>・健診受診率の向上及び未受診の受診勧奨のため、庁内関係課と連携して新たな取組を進めます。</li> </ul>

#### (2) 介護予防の意識啓発・広報と機会拡充

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病の予防、介護予防については市民の意識変容が必要であり、そのための普及啓発と介護予防の機会拡充に取り組めます。</li> </ul>
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護・福祉の専門職等がサロン等において、生活習慣病予防やフレイル予防についての健康教育や啓発を行っています。</li> <li>・一般介護予防については、「なごもう会」「元気あつぷ教室」を実施しています。</li> <li>・地域包括支援センターによる「介護予防教室」を行っています。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「なごもう会」は地区によって、参加者が少ないところがあります。</li> <li>・「元気あつぷ教室」は利用者が少ない状況です。</li> </ul>
第9期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者への直接的な意識啓発に加えて、その家族や現役世代などへの働きかけを行い、健康意識を高め、地域ぐるみの介護予防への理解・気運を高</li> </ul>



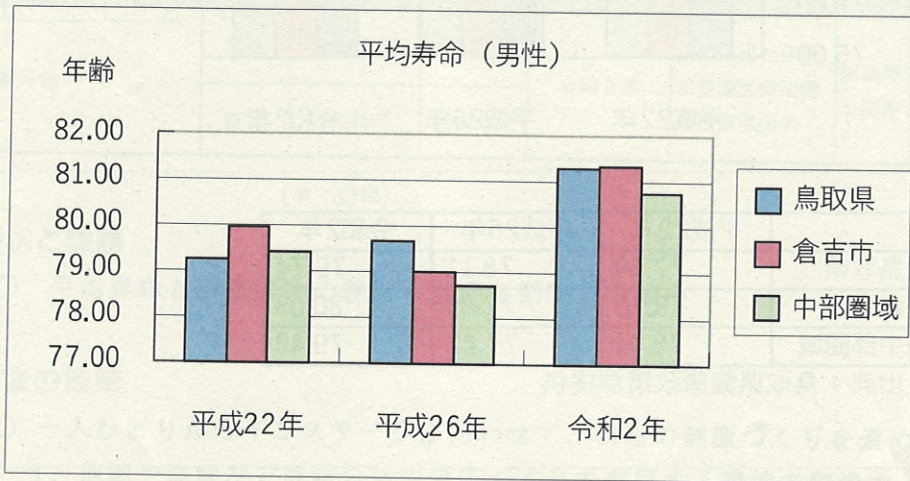
# 1 健康寿命の延伸

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されています。

今後、さらに高齢化が進む中で、いかに健康寿命を延ばし、平均寿命と健康寿命の差（不健康な期間）を縮小することが重要です。

## (1) 平均寿命の推移

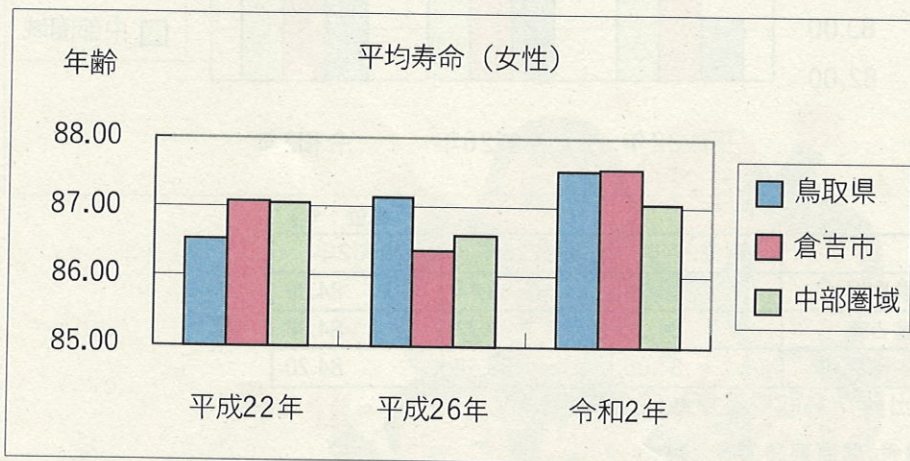
令和2年の平均寿命は、男女共に県及び中部圏域を上回っています。



(単位：年)

	平成22年	平成26年	令和2年
鳥取県	79.24	79.66	81.27
倉吉市	79.94	79.01	81.32
中部圏域	79.39	78.71	80.76

出典：鳥取県健康政策課提供



(単位：年)

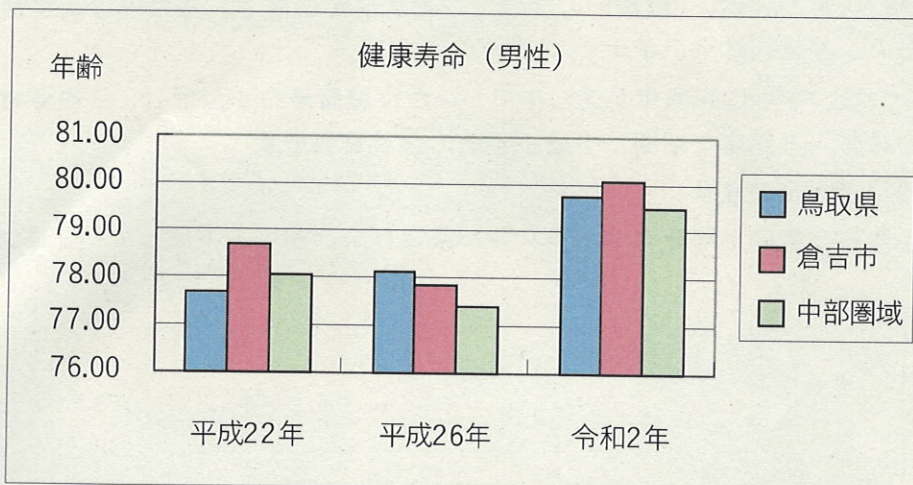
	平成22年	平成26年	令和2年
鳥取県	86.53	87.14	87.53
倉吉市	87.10	86.36	87.56
中部圏域	87.07	86.60	87.06

出典：鳥取県健康政策課提供



## (2) 健康寿命の推移

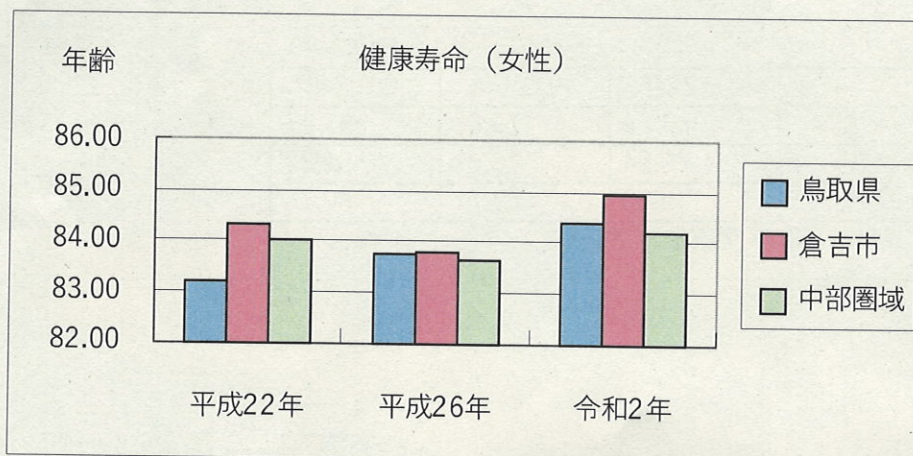
令和2年の健康寿命は、男女共に県及び中部圏域を上回っています。



(単位：年)

	平成22年	平成26年	令和2年
鳥取県	77.69	78.11	79.74
倉吉市	78.70	77.84	80.08
中部圏域	78.04	77.42	79.49

出典：鳥取県健康政策課提供



(単位：年)

	平成22年	平成26年	令和2年
鳥取県	83.20	83.74	84.39
倉吉市	84.32	83.77	84.96
中部圏域	84.00	83.62	84.20

出典：鳥取県健康政策課提供

(参考)健康寿命の考え方

- ・介護保険の要介護度認定者のうち、要介護度2～5の者を不健康（要介護）な状態、それ以外の者を健康な状態とします。